

パブリック・コメント手続きの結果

(仮称)横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例(案)について

I 市民等からの意見の集計結果

1 パブリック・コメント手続きの期間

平成29年10月6日(金)から10月26日(木)まで

2 意見の提出者と意見数

提出者 3人 意見数 21件

3 提出方法別の人数

提出方法	人数
F A X	2人
電子メール	1人
ホームページ	1人
合計	4人

※同一の提出者が異なる提出方法で意見を出されたため、「意見の提出者数」と人数が異なります。

4 項目別の件数

項目別(1件あたり複数意見あり)	件数
目的(第1条)	—
定義(第2条)	5件
市の責務(第3条)	1件
居住者等の責務(第4条)	—
支援(第5条)	2件
調査及び報告(第6条)	—
調査結果等の提供等(第7条)	1件
立入調査等(第8条)	—
指導又は勧告(第9条)	—
命令(第10条)	—
公表(第11条)	—
代執行(第12条)	—

横須賀市生活環境保全審議会(第13条)	—
その他の事項(第14条)	—
その他	12件
合計	21件

II 意見の概要と提出議員の考え方

No.	項目	意見(概要)	考え方(対応)
1	定義 (第2条)	<p>「物の堆積又は放置」とあるが、個人の主観により変わるので、はっきりした定義が必要。堆積物を放置している人間が「財産であり、私物だ」「一時的に置いてあるだけ、あとで片付ける」と主張した場合、この条例原案の文章では、この条例は適用できない。</p>	<p>「物の堆積又は放置」を起因とする当該建築物及びその近隣における生活環境が損なわれている状況の改善を目指した条例としています。個々の事案に応じて、堆積者等に対して福祉的支援を行いつつ、本人の同意を得たうえで解決を図って行きたいと考えています。</p>
		<p>「(2) 不良な生活環境」の具体的な定義が全くない。個人の主観により見解に大きな差が出る文章と思われる。</p>	
2		<p>「異常な個人の主観や常識では考えられない主張により、本来の意味が根本から揺らぐことが多々ある。誰の目にもごみと映っても「個人の財産」の一言でこの条例は論破されてしまう。</p>	<p>この問題は堆積物を片付ければ済むものではなく、堆積者が抱える生活上の問題を解決しなければ、根本的な解決にはならないと考えています。堆積者への再三の働きかけにも関わらず改善が見られない場合、最終的には行政代執行法を適用し、個人の所有物を撤去することも可能としていますが、その執行に当たっては条件が著しく制限されていることも承知しています。周辺住民の皆様からすれば、1日も早い状況の改善を望まれていることは理解していますが、まずは個々の事案の状況に応じて、堆積者に寄り添った支援を行い、同意を得たうえで解決を図っていくことが基本であるとと考えています。</p>

No.	項目	意見（概要）	考え方（対応）
3	定義 (第2条)	害虫に関して定義が必要と思われる。保健所のホームページに出てこない害虫は対象外では困る。また、固有種が特定できない「害虫」という表現だけでは個人の主観で解釈がぶれ、ゴキブリでさえ「ペットだ」と言われれば、この条例では反論できない。	具体的に条文に明記することによって、かえって条例の範囲を狭めてしまうものと考えており、「その他これらに準ずる影響」と記載することによって、個々のケースには対応が可能と考えています。
4		「快適な生活環境」も個人の主観や感覚により大きな差が出るため、最低限度の実例と定義が必要。屁理屈を言われたら対応できないでは、そもそも条例としての意味と価値はない。	ご指摘の通り、個人の主観や感覚より差が出るものですので、実例等を定義することは難しいと考えています。個々の事案に応じて解決を図ることが望ましいと考えています。
5		第3条の「地域社会」、第7条の「地域住民」ともに具体性がなく、組織や代表者が不明確。堆積者の周辺住民を以て、「地域住民」としていいのか。 現実に住民組織として機能している「自治会・町内会」とすべきで、定義に「地域社会」「地域住民」を含めるべきではないか。	これまでも議会では自治会・町内会の負担軽減を指摘してきました。その経過からも、そして具体的に自治会・町内会と具体的に定義するのではなく、当該組織も含め、さまざまな方や組織と連携が図れるよう、包含した名称として「地域社会」、「地域住民」としています。
6	市の責務 (第3条)	「市は、地域社会と協力して、堆積者が抱える生活上の諸課題の解決に必要な支援を推進」とあるが、具体的にどの部署が推進するのか。 「諸課題」も耳あたりの良い言葉だが、具体性が不明瞭。また、「必要な支援」も曖昧であり、読む人の主観でどうにでも解釈できる。	当該業務は福祉部や健康部、資源循環部などさまざまな部局と連携していくこととなります。また、堆積者が抱える課題も個々の事案によってさまざまなケースが考えられるため、具体的に明記をすることは難しいと考えています。必要な支援についても同様の理由で、その対応方法は個々の事案によって異なりますので、実際の運用を行ううえで、施行規則等で明記することが望ましいと考えています。

No.	項目	意見（概要）	考え方（対応）
7	支援 (第5条)	<p>堆積者が何らかの心の病気に罹患している場合、その人に対する保護措置等も条例に入れるべき。また、どの部署が担当するかも補足等で明示する必要がある。場合によっては後見人が必要なこともあり得るが、この条例原案では対応が全く不可能である。</p>	<p>ご指摘の通り、堆積者が何らかの心の病気に罹患している場合も考えられますが、堆積者が抱える課題も個々の事案によってさまざまなケースが考えられるため、具体的に明記をすることは難しいと考えています。その対応方法は個々の事案によって異なりますので、実際の運用を行ううえで、その堆積者に合った支援の方法を検討していくことが望ましいと考えています。</p>
8		<p>堆積者が片付けることを拒否した場合、今までと同じように片付けてもらうことはできないのか。市は何もせずに帰ってしまうのか。また、片付けた後、その住民をそのまま住まわせるのか。</p>	<p>この問題は堆積物を片付ければ済むものではなく、堆積者が抱える生活上の問題を解決しなければ、根本的な解決にはならないと考えています。堆積者への再三の働きかけにも関わらず改善が見られない場合、最終的には行政代執行法を適用し、個人の所有物を撤去することも可能としていますが、その執行に当たっては条件が著しく制限されていることも承知しています。周辺住民の皆様からすれば、1日も早い状況の改善を望まれていることは理解していますが、まずは個々の事案の状況に応じて、堆積者に寄り添った支援を行い、同意を得たうえで解決を図っていくことが基本であると考えています。</p>
9	調査結果等の提供等 (第7条)	<p>第1項において、市長は地域住民と協力して支援にあたるならば、地域社会・地域住民に意見を求めるべきである。「自治会・町内会」「地区社会福祉協議会」「民生委員・福祉推進員」などが支援協力対象と思われる、その協力を得るためにも、意見を求めた方が良い。</p>	<p>堆積者が抱える課題も個々の事案によってさまざまなケースが考えられるため、その対応方法は個々の事案によって異なります。条例に明記していませんが、実際の運用を行ううえでは、支援協力いただく方々に意見を求めるケースも出てくるものと考えています。</p>

No.	項目	意見（概要）	考え方（対応）
10	その他	「実害を受けていない人には真の苦しみが理解できない」というのがごみ屋敷問題だと理解して欲しい。また、いくら写真を撮影しても悪臭を撮影することはできない。目には見えない深刻な被害があることも知って欲しい。	市議会としましても、1日も早く周辺住民の皆様の状況を改善したいと考えています。ご意見のとおり、現場に行かないと分からないことや感じられないことが多くあります。このため、本条例（案）は、従前から現場で指導している関係部局の意見を聞きながら協議を進めて策定しました。いただいたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
11		条例制定に関しては数人の弁護士も呼んで、条例が意図する内容に対して法的に有効に機能するかをチェックしてもらう必要がある。その予定はあるか。	弁護士によるチェックの予定はありませんが、条例内容の協議においては、外部の有識者（大学の教授）の意見を伺い、また、条例の原案が固まった時点で、法令審査（行政管理課法規担当による審査）を受けています。
12		市が堆積者を保護できないという今回のような条例では、ごみ屋敷問題の根本的な部分の一つの要素から目をそらすものでしかない。自分の家に入れなくなるほどごみを積み上げてしまう人を健常者扱いする市職員の態度にも別の意味で大きな憤りを感じる。この冬に堆積者の命に何かあれば、憎い加害者ではあるが、あまりに不憫である。誰の目にも心の病だと分かるような人に対し、横須賀市の対応はどのようなだろうか。	市議会としましても、1日も早く周辺住民の皆様の状況を改善したいと考えています。また、堆積者にも寄り添い、福祉的支援を行いながら、同意を得たうえで解決を図ることを基本と考えています。いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
13		法律や条例等に使用される言葉は、市民の感覚と実際の条例上の意味に落差があるものが多いため、ある程度分かりやすい文章で表示しないと意味がよく分からない。今回の場合は、解釈文の提示が必要。	条例素案とは別に資料お示しし、その中で分かりやすい説明を心掛けています。いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	項目	意見（概要）	考え方（対応）
14	その他	この条例を読んだだけでは、市のどの部署がこの条例を主導するのか全く不明で、責任を持って関連部署をまとめ上げる部署の存在が不明瞭である。市民である被害者や関係者がどこに相談して良いかが不明。	当該業務は福祉部や健康部、資源循環部などさまざまな部局と連携していくことになります。具体的な業務の担当部署については、今後、部局間で調整を行うこととなります。
15		本来、このような条例を制定する場合、市としてはごみ屋敷問題で被害にあっている住民にヒアリングを最初にすべきである。インターネット検索が自在にできる市民でなければパブリック・コメントの募集が見つけられないところが、住民の立場に立って物事を推進していないように見える。実際、行政センター等には全く掲示されていないのではないかとされているのであれば、紙の媒体で掲示しているのか。インターネットでのパブリック・コメント募集を続けるならば、横須賀市の全家庭にネット環境を整備し、パソコンやタブレットを市の予算で配付すべき。	条例素案の策定に当たっては、各部局が把握している市内のいわゆる「ごみ屋敷」の現状やその対策の状況などを聴取し、検討を行ってまいりました。また、パブリック・コメントについては、市議会ホームページ（市ホームページにリンクあり）に掲載しているほか、市政情報コーナー、各行政センター及び市議会事務局で紙媒体による配布を行っています。
16		市では少なくとも 16 件のごみ屋敷を把握しているとのことだが、そこからどういう意見が上がっているのかも、条例を制定する前に内容をまとめて公開して欲しい。	場所や個人が特定される恐れがあることから意見の公開は差し控えさせていただきます。 なお、各部局が把握している市内のいわゆる「ごみ屋敷」の現状やその対策の状況などを聴取した上で、条例素案に反映させています。

No.	項目	意見（概要）	考え方（対応）
17	その他	市民の税金を使っているのだから、市民に寄り添った行政を考えて欲しい。今の法律は被害者の何倍も加害者が保護されているのが現実。すべてに公平を期して欲しい。被害者に配慮を。	市議会としましても、1日も早く周辺住民の皆様の状況を改善したいと考えています。いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
18		今回の条例の内容では、実質的な効果なしと判断しているが、条例施行1年後にはその事実が判明することだろう。もし、市民意見が取り入れられ、この条例が成功した場合、市民と行政の強固な絆が醸成される稀有なモデルケースになることも考えられる。行政側の切磋琢磨と決断次第で「全国に自慢できる行政の横須賀市」になることも可能との期待感も膨らませている。	市議会としましても、1日も早く周辺住民の皆様の状況を改善したいと考えています。いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
19		現地を一度視察してから条例の内容を審議して欲しい。写真と実際の現場は大きく異なるのだ。	市議会としましても、1日も早く周辺住民の皆様の状況を改善したいと考えています。ご意見のとおり、現場に行かないと分からないことや感じられないことが多くあります。このため、本条例（案）は、従前から現場で指導している関係部局の意見を聞きながら協議を進めて策定しました。いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
20		堆積者が市外に出張してまでごみを盗んできている実態もある。横須賀市に隣接している自治体にも対応を呼びかける必要があるのでは。	この問題は堆積物を片付ければ済むものではなく、堆積者が抱える生活上の問題を解決しなければ、根本的な解決にはならないと考えています。このように住民に寄り添った施策は市民の皆様にもっとも身近な存在である基礎自治体が、各自治体の実情に合わせて検討することが適切と考えています。

No.	項目	意見（概要）	考え方（対応）
21	その他	ごみをためている人が有利になるような条例にはしないでください。	市議会としましても、1日も早く周辺住民の皆様の状況を改善したいと考えています。いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます